

第4回 境港市議会（定例会）会議録（第5号）

議事日程

平成15年12月19日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第 90号 議案第 95号 議案第 96号 議案第 97号 議案第 98号
議案第 102号

陳情第 33号 陳情第 37号 陳情第 38号 陳情第 39号 陳情第 40号
陳情第 13号 陳情第 14号 陳情第 27号 陳情第 29号第2項

（総務委員会委員長報告）

議案第 91号 議案第 94号 議案第 99号 議案第 100号 議案第 101号
陳情第 31号 陳情第 34号 陳情第 35号 陳情第 36号 陳情第 41号
陳情第 3号 陳情第 19号 陳情第 21号 陳情第 23号 陳情第 24号
陳情第 25号

（教育民生委員会委員長報告）

議案第 92号 議案第 93号 議案第 103号
陳情第 32号

（経済建設委員会委員長報告）

第3 議員提出議案第6号 「性同一性障害者に対する人権保護施策に関する意見書」の
提出について

議員提出議案第7号 「自衛隊のイラク派遣に関する意見書」の提出について

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（17名）

1番	下西淳史君	2番	石長靖哉君
3番	永田辰巳君	5番	定岡敏行君
6番	松下克君	8番	長谷正信君
9番	荒井秀行君	10番	渡辺明彦君
11番	水沢健一君	12番	竹内祐治君
13番	南條可代子君	14番	植田武人君
15番	黒目友則君	16番	岩間悦子君
17番	米村一三君	18番	岡空研二君

19番 森岡俊夫君

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	黒見哲夫君	助役	竹本智海君
収入役	北山茂君	教育長	池淵一郎君
総務部長	中村勝治君	市民生活部長	早川健一君
産業環境部長	松本健治君	建設部長	狩野宏君
総務部参事	安倍和海君	市民生活部次長	景山憲君
産業環境部次長	足立一男君	産業環境部次長	足立利昭君
教育委員会事務局次長	宮辺博君	総務課長	門脇俊史君
財政課長	足立明彦君	地域振興課長	佐々木史郎君
秘書課長	洋谷英之君	税務課長	佐々木篤志君
都市整備課長	伊達憲太郎君	教育総務課長	渡辺憲二君
生涯学習課長	里和則君		

事務局出席職員職氏名

局長	武良幹夫君	議事係長	戸塚扶美子君
調査庶務係長	阿部英治君	議事係主幹	片寄幸江君

開議（10時00分）

議長（下西淳史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、永田辰巳議員、南條可代子議員を指名いたします。

日程第2 議案第90号～議案第103号・陳情第31号～陳情第41号

陳情第3号・陳情第13号・陳情第14号・陳情第19号・陳情第21号
・陳情第23号・陳情第24号・陳情第25号・陳情第27号・陳情第29号第2項

（各委員会委員長報告）

議長（下西淳史君） 日程第2、議案第90号から議案第103号及び陳情第31号から陳情第41号、閉会中の継続審査となっておりました陳情第3号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第19号、陳情第21号、陳情第23号、陳情第24号、陳情第25号、陳情第27号、陳情第29号第2項を一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務委員会委員長、水沢健一議員。

総務委員会委員長（水沢健一君） 総務委員会委員長報告を行います。

今期定例市議会において、総務委員会に付託になりました議案6件、陳情5件、閉会中の継続審査となっています陳情4件について、審査の結果を申し上げます。

審査に当たっては、竹本助役を初め、担当部課長、関係職員多数の出席のもと、慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第90号、平成15年度境港市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

本補正予算における歳出の主なものは、三軒屋町会館新築事業費734万円余、特別医療費助成事業費3,556万円、予防接種費234万円余、境小学校冷暖房設備改修事業費7,714万円余、繰り上げ償還に伴う長期借入金元金償還金757万円余をそれぞれ増額、歳入についても、国庫支出金8,219万円余、県支出金2,561万円余、寄附金10万円、繰越金5,869万円、諸収入1,403万円、市債2,910万円を増額、歳入歳出それぞれ2億972万9,000円を増額し、予算総額を136億6,961万4,000円とするものであります。

当補正予算は妥当なもの認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号は、境港市事務分掌条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、条項のずれが生じたことにより所要の改正をするものであり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号は、境港市税条例等の一部を改正する条例制定についてであります。平成16年度より都市計画税を廃止し、固定資産税の税率を0.1%引き上げるとともに、市民税等の納期前全納報奨金を廃止するものであり、各委員より、本市の都市計画のあり方、説明責任の不十分さ、滞納対策等、活発な議論が展開されました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。ただし、2名の委員より反対の意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、議案第97号は、境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。一般職の職員及び教育長の給与等について、国家公務員等に準じて所要の改正をするものであり、給与表等の改正については平成16年1月1日から、期末手当の支給割合の改正については平成16年4月1日から実施するもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号は、境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

制定についてであります。公職選挙法の一部改正により期日前投票制度が創設されたことに伴い、所要の改正をするとともに、特別職の期末手当について新年度より支給割合を改正するもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号は、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理する事務の変更及び規約を変更する協議についてであります。米子市ほか9か町村衛生施設組合を平成16年3月31日付で解散し、同年4月1日以降、同組合の共同処理事務を鳥取県西部広域行政管理組合で共同処理するために、組合規約について所要の改正をするもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第33号は、ネットワーク「地球村」とっとり代表、筒井真由美氏ほか1団体から提出の政府にイラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める陳情であります。

陳情第38号は、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会実行委員長、村口徳康氏ほか1団体から提出の自衛隊のイラク派兵に反対する陳情であります。

陳情第40号は、やめてよイラク戦争 in とっとり実行委員会代表、長田明氏より提出のイラクへの自衛隊派遣の中止を求める陳情であります。

陳情第33号、第38号、第40号の3陳情とも願意は同じものであり、一括審議をしました。イラク現地ではテロ行為が頻発し、先般日本人外交官2名が殺害されている情勢の中、自衛隊の派遣に対する安全性、派遣時期や地域等について慎重論等ありましたが、派遣については閣議決定しており、採決の結果、賛成多数で不採択すべきものと決しました。ただし、1名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第37号は、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会実行委員長、村口徳康氏ほか1団体から提出の地方交付税、国庫補助負担金の削減に反対し、地方税財源の拡充を求める意見書採択に関する陳情であります。含意は了とし、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。ただし、1名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第39号は、第37号と同じ提出者からの消費税の増税計画中止等を求める陳情であります。現小泉内閣では消費税の増税計画はなく、現状ではなじまないとの意見が多く、採決の結果、賛成多数で不採択すべきものと決しました。ただし、1名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、閉会中の継続審査となっていました陳情4件について申し上げます。

陳情第13号は、境港市職員労働組合執行委員長、中島ちから氏ほか1団体から提出の民主的な公務員制度改革を求める陳情であります。

陳情第14号は、鳥取県労働組合総連合議長、村口徳康氏ほか2団体から提出の清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める陳情であります。

陳情第13号と14号は願意は同じものであり、一括審議をしました。執行部より政府

における審査経過の報告を受けた後、採決の結果、賛成多数で閉会中の継続審査とすべきものと決しました。ただし、2名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第27号は、反核平和の火りレー鳥取県実行委員会実行委員長、細砂直氏から提出の武力攻撃事態対処関連三法に関わって、自治体の意向尊重等の意見書提出についての陳情であります。国民保護法制等の法整備の推移を見守るべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数で閉会中の継続審査とすべきものと決しました。ただし、1名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第29号は、鳥取市の佐竹なお氏から提出の性同一性障害者に対する人権保護施策についての陳情のうち、2項の人権保護のため、性別適合手術を終えた当事者すべての戸籍の性別変更が可能になるよう法整備をするよう意見書を提出する項目であります。9月定例会後に市職員と議員とで人権問題研修会を実施し、理解を深めたとし、採決の結果、全員異議なく採択し、意見書を提出すべきものと決しました。

以上、総務委員会委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、教育民生委員会委員長、岩間悦子議員。

教育民生委員会委員長（岩間悦子君） 教育民生委員長報告を行います。

今期定例市議会におきまして、教育民生委員会に付託されました議案5件、陳情5件、閉会中の継続審査となっておりました陳情6件につきまして、助役を初め、各部課長、関係職員出席のもとに審査を行いました。審査結果を申し上げます。

初めに、議案第91号は、平成15年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）であります。一般被保険者療養給付費など1億5,541万1,000円を増額し、予算総額を29億3,232万8,000円とするものであります。全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号は、平成15年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第3号）であります。介護給付費等の過年度分の精算に伴う返還金など286万5,000円を増額し、予算総額を21億3,886万6,000円とするものであります。全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第99号は、境港市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。性同一性障害者の人権に配慮し、印鑑登録原票の性別に係る事項を削除するもので、平成16年1月1日から施行するものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号の境港市保育所条例の一部を改正する条例制定についてと、議案第101号は財産を無償で譲渡することについては関連がありますので、一括審査いたしました。

議案第100号は、つばさ保育園の民間への移管に伴う廃園について所要の改正をするものであり、議案第101号は、つばさ保育園の園舎及び附属施設を社会福祉法人境港保

育会に無償で譲渡することについての法の定めるところにより議会の議決を求めるものがあります。この議案は平成16年4月1日から施行するものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に陳情についてであります。

陳情第31号は、社団法人日本オストミー協会、鳥取県支部鳥取さざんかの会会長、澤重則氏からの提出で、人工肛門・人工膀胱・保有者補装具自己負担助成についての陳情であります。全額負担は今の状況からは難しい、他の障害者との公平性もあるという意見などがあり、採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。ただし、1名の委員より不採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第34号は、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会実行委員長、村口徳康氏ほか1団体からの提出で、安心してかかれる医療保障の充実改善のため国への意見書採択を求める陳情であります。現に高齢者の窓口負担などは施行されており、現実的には無理であるとし、全員異議なく不採択と決しました。

次に、陳情第35号は、陳情第34号と同じ団体からの提出で、2004年の年金改悪に反対し、最低保障年金制度の創設を求める陳情であります。現在、国において検討中で、財源不足や世代間相互に不公平感があるとし、全員異議なく不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第36号は、34号、35号と同じ団体から提出されたもので、必要なサービスを安心して利用できる支援費制度の充実のため、国への意見書採択を求める陳情で、閉会中の継続審査となっていた同じ提出者からの陳情第3号、支援費制度の改善のため国への意見書採択を求める陳情とは同じ趣旨の陳情のため一括審査しました。負担と給付の原理や現状の支援費制度に問題はないとし、採決の結果、賛成多数で不採択と決しました。ただし、1名の委員より趣旨採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

陳情第41号は、新日本婦人の会境港支部支部長、小村真利子氏ほか174名からの提出で、乳幼児医療費無料化を就学前までの拡大を求める陳情であります。乳幼児医療費は県との協調事業であることや当市の財政難という現状から無料化は難しいとの意見があり、採決の結果、賛成多数で不採択すべきものと決しました。ただし、1名の委員より趣旨採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、閉会中の継続審査となっておりました陳情第3号を除く陳情5件について申し上げます。

陳情第19号は、鳥取県教職員組合執行委員長、秋久正行氏ほか1団体からの提出で、教育基本法の見直しに反対する意見書提出を求める陳情と、陳情第23号の鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会の会長、増田修治氏からの提出の教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書採択に関する陳情は、ほぼ同様の趣旨の内容であるということから一括審査いたしました。

国会でも審議中であり、状況の変化を見守るとし、全員異議なく閉会中の継続審査すべ

きものと決しました。

次に、陳情第21号は、境港ペーロン協会会長、川端広海氏から提出のペーロン艇購入の陳情であります。現在境港青年会議所が日本財団に助成金の申請を行っており、まだ確定しないということであり、採決の結果、賛成多数で閉会中の継続審査と決しました。ただし、1名の委員より趣旨採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第24号は、鳥取の保育を考える会会長の石井由加利氏からの提出で、保育所運営費の一般財源化に関する意見書提出の陳情であります。若干の意見交換の後、採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。ただし、1名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

陳情第25号は、陳情第24号と同じ団体からの提出で、幼稚園・保育所の一元化、保育所調理室の必置規制撤廃論議に関する意見書提出の陳情であります。幼保一元化については理解できるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。ただし、1名の委員より閉会中の継続審査すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

以上で教育民生委員長の報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、経済建設委員会委員長、渡辺明彦議員。

経済建設委員会委員長（渡辺明彦君） 経済建設委員長報告を行います。

今期定例会において経済建設委員会に付託されました議案3件、陳情1件について、審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、竹本助役を初め、担当部課長、関係職員多数の出席のもと、慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第92号は、平成15年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第3号）であります。本案件は、下水道建設費及び施設管理費において、職員2名増員による給料、職員手当等人件費を増額補正するもので、歳入歳出それぞれ1,426万1,000円を追加し、予算総額をそれぞれ22億4,632万4,000円とするものであります。審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、平成15年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。これは土地区画整理事業費において、給料、職員手当等人件費を増額補正するもので、歳入歳出それぞれ61万5,000円を追加し、予算総額を7億4,645万2,000円とするものであり、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号は、市道の路線の認定についてであります。これは起点、財ノ木町62番4地先から終点、佐斐神町48番4地先までの総延長距離170.0メートルを中浜190号線として新たに認定するもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第32号は、境港市外江町3698番地、境港外材輸入協同組合理事長、

又賀清一氏ほか1団体から提出された境港西工業団地に新岸壁の建設を要請する陳情であります。現在、境港西工業団地への原木の供給は、遠隔地の港湾施設において揚陸、処理の後、当市の中心部を貫流して運ばれており、陳情者は境港西工業団地の至近の位置に新岸壁を要望されるものであります。当委員会といたしましては、新岸壁の建設は、境港西工業団地への企業誘致の促進や市政の活性化の観点から、本陳情の願意を了として、全員異議なく趣旨採択すべきものと決しました。

以上で経済建設委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、定岡敏行議員。

5番（定岡敏行君） ただいまありました各委員長報告に関し討論を行います。

教育民生委員長報告について。陳情第3号、34号、35号、36号、41号は、医療の充実、年金改悪反対、乳幼児医療費就学前までの無料化など、それぞれに市民の願い実現を求めるものですが、委員会はすべて不採択との報告。これに反対をし、採択すべきと主張いたします。

総務常任委員会報告。陳情第33号、38号、40号は、いずれも自衛隊のイラク派兵に反対する陳情、第39号は、消費税の増税に反対する陳情です。理由を述べる時間はありませんけれども、不採択との報告に反対をし、採択を主張いたします。

議案第96号、境港市税条例の一部改正案を原案可決との報告に反対し、否決すべきと主張し、討論します。これは都市計画税を廃止し、1.4%あった固定資産税を1.5%に引き上げるもので、調整区域内の多くの納税者にとっては増税となるものです。御承知のように、市街化区域の土地の売買は自由ですが、調整区域では自分の土地でも自由に家が建たない、農地の売買は厳しく制限されるなど、調整区域内にある宅地や農地の利用にはさまざまに私権が制限をされています。一方での住環境や都市機能の整備、もう一方での自然と緑、環境の保全といったバランスある地域づくりのために、こうした計画的な土地利用、そのための線引き、また必要なある程度の私権の制限はやむを得ないところです。ですから、こうしたまちづくりの税金を積極的につぎ込む市街化区域に特別に負担を求めて、環境保全のため特段に投資を抑制をする調整区域内には求めなかった。それが都市計画税であります。その線引きはこれからも変わりません。ことしマスタープランで改めて確定をしたばかりです。これからもずっと売りたいくても売れない、銀行の担保にもならない、家も建たない、こういう方たちの不動産を市街化区域の不動産とまるで扱いが違うにもかかわらずなぜ同じ税率なのかと調整区域内の市民が怒るのは当然です。課税の公平性にもとる増税で、これが反対理由の第1です。

これはまた、事業者償却資産の増税をもたらすものです。消費税法の改悪で、免税点が1,000万円に引き下げられ、来年の4月からは総額表示制度になり、例えば1万円だった商品を1万500円と表示して売らなければならない。もらえない消費税をどうや

って払うか、今から多くの中小業者が戦々恐々としています。この不況下にこの追い打ちをかける増税が地域経済を担う地元企業の経営を直撃し、税収を落ち込ませるばかりです。これが理由の第2です。

市当局も賛成する議員の皆さんも盛んに財政難を言い、やむを得ないこととおっしゃいますけれども、単独自立のまちに向かって、今ほど市民の理解と協力を得る取り組みが大切なときはありません。片方で市民に、意見を聞かせて、力もかしてと言いながら、その間もない間に市民負担だけは決めてゆく。これでどうして市民の理解と協力を得られるか。勝手にせよとなるのは目に見えています。

もっと言えば、財政的にも、この固定資産税の増税で、約2,800万円の増収を期待するとしていますが、こうしたやり方は、行政不信の拡大、他の税目を含めて、収納率の低下の悪循環を招くばかりだと心配しなければなりません。

中期財政見直しを出されました。頑張っても平成23年には大赤字だと。しかし、ここまで来て、しかも国の地方財政方針も定まらない中で、1年、2年あせてどうするのかと私は思います。本当に見直すべきところを見直せば、十分財政再建はできます。そのためにも、市民の理解と協力が一番の今、力で、その協力を得るべき市民に向かって、一番大切なときに、また逆なでをするようなやり方で、全く事の順序を間違えた提案だと言わなければなりません。固定資産税増税案の撤回を求めて、討論を終わりたいと思います。

議長（下西淳史君） 次に、荒井秀行議員。

9番（荒井秀行君） 私は、先ほどの総務委員長報告にありました、議案第96号、境港市税条例等の一部を改正する条例制定について、賛成の立場で討論を行います。

本市財政状況は、現在、国において進められている三位一体の改革における税財政改革により、先行きは不透明なもの、地方交付税の減収が見込まれます。また、長引く不況、基幹産業であります水産業の不振により、市税の増収も望めない一方で、介護保険を初め、市民サービスの充実のための財源を確保する必要に迫られています。議案第96号の境港市税条例等の一部を改正する条例制定は、このような状況下で都市計画税を廃止し、固定資産税を1.4%から1.5%に引き上げ税収の増額を図ることを目的としたものです。今度の改正で、税負担の増加する市街化調整区域につきましては、農地の転用、開発行為の許可など、市街化区域と比べると制約が多く、不利な面が多いと多くの市民が考えています。また、償却資産に係る固定資産税につきましても、0.1%の増加となることにより、不況にあえぐ市内企業にとりましても負担増となるとともに、固定資産税の増額は国民健康保険の増額にもつながります。

しかしながら、本市におかれましては、歳出の削減策として、目下、行財政改革大綱に基づいて、職員定数の削減、給与カットによる人件費の抑制、補助金の見直しなどを行い、行財政改革に取り組むとともに、市税増収対策として、収納体制を強化し、その効果も徐々にではあるが、実績が出てきています。前納報奨金の廃止につきましても、給与から市・県民税を天引きされる人との不公平感、また、この制度が全国的に廃止の方向にあるこ

と、当市の厳しい財政計画を見ると、多額の前納報奨金を交付することが困難な状態にあることなどから、今回の改正はやむを得ないものと判断し、議案第96号、境港市税条例等の一部を改正する条例制定については適当と認め、総務委員長報告に賛成するものです。

なお、今後とも税負担の公平性、税収の確保の観点から、滞納対策の一層の強化と実情に合った都市計画区域の見直しに努められるよう求めるものであります。以上で終わります。

議長（下西淳史君） 次に、永田辰巳議員。

3番（永田辰巳君） 私は、先ほどの総務委員長報告のうち、議案第96号に反対する立場で討論いたします。

この議案の内容は、固定資産税を引き上げる一方、市民が市税と国民保険税をその納期前に納める、いわゆる優良納税者に対して、感謝の気持ちで支払われていたわずかな報奨金を取り上げてしまうというものであります。

その報奨金廃止の理由として、1つ、この制度は1950年にできていて、納税意識の高揚と収納事務の軽減を目的に創設されたもので、所期の目的は達成した。したがって廃止するというものであります。2つ目に、前納ができるくらい資力のある人には報奨金は出さなくてもよいというものであります。果たして、そうでありましょうか。当市は収税率が悪く、一層の納税意識の啓発が求められるときに、報奨金カットとは逆を向いているのであります。この議案は、市民にとっては、税金は高くなるわ、報奨金は取り上げられるわで、何一ついいことはありません。

また、しからば、市の財政上はどうかと見ますと、市の行財政改革に効果があるのかと思いきや、廃止することにより、収納事務が大幅にふえ、人件費増となります。また、納期前に納められる税金が約8億円も減ることが推定できます。当然、借金をして、給料、ボーナスを払わなくてはなりません。したがって、この間の支払い利息は大幅にふえるのであります。こうして見ますと、市の財政上、改革にも何もプラスにはなりません。あえて見つけるならば、この支払い利息を受け取る側の市のもう一つの財布である当市の基金、いわゆる市の預貯金が膨らむことは予想できます。要するに、市民に負担を求めて、市役所の蓄えをふやしていくと、こういう妙な図式が見えてきます。このように、市民に大きな痛みを求めるならば、事前に市民に説明が必要かと思えます。よって、この議案には断固反対するものであります。

清聴ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 次に、森岡俊夫議員。

19番（森岡俊夫君） 総務委員会委員長報告にありました、議案第96号に対し、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、境港市税条例の一部を改正するもので、都市計画税の現行税率100分の0.1を廃止し、固定資産税の税率を100分の1.4から1.5に引き上げ、あわせて、

納期前全納報奨金を廃止するものであります。

まず、都市計画税は目的税であることから、都市計画税の廃止は、当市において長年にわたって実施されてきた都市計画の根幹を揺るがす大きな考え方の変更であると考えます。財源不足を理由に、土地利用の制限等、市街化調整区域に対する規制を変えることなく、都市計画税を固定資産税に上乘せするのは、税の公平性の観点からも認めることはできません。

次に、厳しい経済環境の中であって、存続をかけて経営努力を続ける民間企業にとって、固定資産税率をアップすることは、償却資産を多く持つ企業に今以上の大きな負担となり、当市経済界の産業振興にブレーキがかかることは必至であります。深刻な打撃とともに景気回復の芽を摘むことになるのではないのでしょうか。

来年から年金保険料の引き上げにより、企業の負担割合は増大することが確定しており、各企業は今より一層厳しい経営努力を強いられてくるのであります。

今年の合併に関する住民説明会の資料、市報等で、市の固定資産税率の改定の意向は示されていたとはいうものの、税率改定に対する市民合意が十分形成されているとは考えられません。

このような状況のもとでは、さきに発表した境港市の中期財政見通しについて、市民に明確な説明責任を果たすとともに、十分な話し合いのもと、改正に向けての合意形成を図ることが最優先であると考えます。

また、納期前全納報奨金の廃止については、低金利時代であって、現行の報奨金の率の引き下げはやむを得ないこととしても、全廃することはさらなる徴収率の低下を招くことが懸念されます。さらに、来年から年金改革に伴い、保険料率が毎年引き上げられるのとあわせ、住民税均等割の増額や老年者控除の廃止など、個人負担は一層重くなり、特に年金で生活している高齢者世帯には、固定資産税の増税は生活を直撃するものになるのではないのでしょうか。以上のことから、行財政改革に取り組む境港市にあっては、市民の将来不安を解消するとともに、市民が納得のいく改革に取り組むことが先決であります。

市民の十分な合意形成を最優先とし、現行制度での徴収率向上等に最大限努め、その後に、必要であるなら住民負担の増加を求めるなどの方策が順序であると考えます。したがって、本議案の意図する都市計画税を廃止しての固定資産税率の改正及び納期前全納報奨金の廃止は時期尚早であると考えます。よって、私はこの議案に対し反対するものであります。

議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決いたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第96号、境港市税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第96号は、原案のとおり可決

いたしました。

次に、ただいま可決いたしました議案を除く各議案は、それぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第90号、平成15年度境港市一般会計補正予算（第8号）、議案第91号、平成15年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）、議案第92号、平成15年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第3号）、議案第93号、平成15年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第1号）、議案第94号、平成15年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第3号）、議案第95号、境港市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について、議案第97号、境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第98号、境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第99号、境港市印鑑条例の一部を改正する条例制定について、議案第100号、境港市保育所条例の一部を改正する条例制定について、議案第101号、財産を無償で譲渡することについて、議案第102号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理する事務の変更及び規約を変更する協議について、議案第103号、市道の路線の認定については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決いたします。

陳情第31号、人工肛門・人工膀胱・保有者補装具自己負担助成についての陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第31号は、趣旨採択と決しました。

次に、イラク関係の陳情3件について、一括して採決いたします。

陳情第33号、政府にイラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める陳情、陳情第38号、自衛隊のイラク派兵に反対する陳情、陳情第40号、イラクへの自衛隊派遣の中止を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第33号、陳情第38号、陳情第40号は、不採択と決しました。

次に、陳情第34号、安心してかかれる医療保障の充実改善のため国への意見書採択を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第34号は、不採択と決しました。

次に、陳情第35号、2004年の年金改悪に反対し、最低保障年金制度の創設を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第35号は、不採択と決しました。

次に、支援費制度の陳情2件について、一括して採決いたします。

陳情第36号、必要なサービスを安心して利用できる支援費制度の充実のため、国への意見書採択を求める陳情、閉会中の継続審査になっておりました陳情第3号、支援費制度の改善のため国への意見書採択を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第36号、陳情第3号は、不採択と決しました。

次に、陳情第37号、地方交付税、国庫補助負担金の削減に反対し、地方税財源の拡充を求める意見書採択に関する陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第37号は、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第39号、消費税の増税計画中止等を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第39号は、不採択と決しました。

次に、陳情第41号、乳幼児医療費無料化を就学前までの拡大を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第41号は、不採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情の公務員制度の陳情2件について、一括して採決いたします。

陳情第13号、民主的な公務員制度改革を求める陳情、陳情第14号、清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第13号、陳情第14号は、閉

会中の継続審査と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第21号、ペーロン艇購入の陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第21号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第24号、保育所運営費の一般財源化に関する意見書提出の陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第24号は、趣旨採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第25号、幼稚園・保育所の一元化、保育所調理室の必置規制撤廃論議に関する意見書提出の陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第25号は、趣旨採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第27号、武力攻撃事態対処関連三法に関わって、自治体の意向尊重等の意見書提出についての陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第27号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、ただいま可決いたしました陳情を除く陳情は、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第32号、境港西工業団地に新岸壁の建設を要請する陳情は趣旨採択、閉会中の継続審査になっておりました陳情第19号、教育基本法の見直しに反対する意見書提出を求める陳情は閉会中の継続審査、同じく閉会中の継続審査になっておりました陳情第23号、教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書採択に関する陳情は閉会中の継続審査、同じく閉会中の継続審査になっておりました陳情第29号、性同一性障害者に対する人権保護施策についての陳情の第2項、国へ意見書を提出することは採択、意見書提出と決しました。

日程第3 議員提出議案第6号・議員提出議案第7号

議長（下西淳史君） 日程第3、議員提出議案第6号、「性同一性障害者に対する人権保護施策に関する意見書」の提出について、及び議員提出議案第7号、「自衛隊のイラク派遣に関する意見書」の提出についてを一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第6号について、竹内祐治議員。

12番（竹内祐治君） 朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

性同一性障害者に対する人権保護施策に関する意見書

性同一性障害者が、公的書類に記載された性別と実生活上の性別が異なることから受ける差別と偏見を少なくするには、根本的な戸籍の性別変更が必要である。

しかし、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が成立したものの、要件が厳しく一部の当事者しか救済できないのが現状である。

ついては、地方公共団体ができる性同一性障害者の人権保護施策として下記の事項について強く要望する。

記

- 1 性同一性障害者への差別と偏見を減らすため、地方公共団体の交付する書類から不必要な性別記載を削除すること。
- 2 性同一性障害者の人権保護のため、性別適合手術を終えた当事者すべての戸籍の性別変更が可能になるような法整備をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（下西淳史君） 議員提出議案第7号について、米村一三議員。

17番（米村一三君） 自衛隊のイラク派遣に関する意見書でございますが、提案理由は意見書の読み上げでもってかえさせていただきます。

政府は、イラク復興支援特別措置法に基づき自衛隊派遣の概要を定める基本計画を閣議決定し、実施要項の策定を行っている。

イラク復興支援特別措置法は、国連安全保障理事会における決議を踏まえ、我が国が国際社会の一員として、イラクへの人道支援・復興支援を主体的・積極的に寄与することを目的に制定されたものである。

しかしながら、最近のイラク情勢は地域によっては爆弾テロが続発し多くの人命が犠牲となるなど安全な状況にあるとは言えない。

よって、国においては自衛隊派遣の意義や基本的な考え方について、国民に十分説明し国民的合意が得られるよう努力するとともに、現下の情勢を踏まえ、派遣時期等について慎重に検討し、派遣される隊員の安全と名誉を最大限に確保するなど万全の措置を講ずる

よう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（下西淳史君） 討論の通告がありますので、これを許します。

定岡敏行議員。

5番（定岡敏行君） ただいまの議員提案のうち、私は自衛隊のイラク派遣に関する意見書決議の採択に反対をいたします。

決議案はるる述べていますけれども、つまるところ、この決議案は、慎重に自衛隊を派兵せよというもので、今、多くの市民が願うイラク派兵反対の願いに真っ向から逆らうものです。

政府が今、自衛隊にこだわるのは、日米同盟、ブッシュ大統領との約束であり、憲法第9条の廃止を目指す改憲へ、自衛隊の海外派兵の実績づくりです。人道支援、復興支援とその口実とも言ってよいほどです。きょう、政府は航空自衛隊に派遣命令を出すのですが、自衛隊がイラクで行う活動は、人道支援活動のほかに安全確保支援活動があり、1、米軍の武器、弾薬の輸送、武装兵員の輸送もできる、2、イラク人による米占領軍への抗議・抵抗運動に対し、この鎮圧も支援できる、3、フセイン軍残党の米軍掃討作戦の支援も武装解除や敵の部隊を打ち破る攻撃の支援もできるなど、石破防衛庁長官は国会で答弁をしています。まさに米軍と一体となった占領支援、戦闘支援そのものです。

この決議案は、もともと国際的にも道理のないアメリカの一方向的な侵略戦争と、その後の占領支配で泥沼に陥ったイラクへ、その占領支配支援のために、自衛隊員の皆さんを、いざというときの責任逃れのために慎重に慎重にと言いながら、送り出せ、命を投げ出させよというもので、断じて容認ができません。

決議案を取りまとめた席上で、ある議員の方が、私の見解に、共産党の主張とは平行線と問題外との態度をとりましたが、一体どちらが問題外か。ロイター電によれば、ローマ法王ヨハネ・パウロ2世は16日、フセイン大統領拘束を受けて、世界の諸国、諸団体の指導者に向けたメッセージを発表いたしました。そこでは、テロリストに対して厳しい批判を投げかけつつ、アメリカやその同盟軍が国連の承認なしにイラクを侵略したとし、彼らは法の力ではなく、力の法を行使する誘惑に駆られたと厳しく批判をしています。そして、テロと戦う民主主義が国際法の原則と基本的人権を堅持するように呼びかけています。

どんな理由があれ、テロが許されないのは当然です。しかし、暴力と戦争の応酬では解決はできない。一方向的に侵略戦争を開始し、占領支配を継続するアメリカ軍がまず撤退をし、国連の枠組みの中で復興支援とイラク主権の確立をという日本共産党の主張とほとんど同じ態度です。これこそ戦争の時代20世紀を超えて、対話と平和の21世紀へ、今、ヨーロッパが、そしてアジアが模索し、動き始めている世界の大道であって、アメリカの孤立と日本の追従ぶりが世界政治のあちこちで問題となっています。

提案者たちの主張こそ、この世界の流れに逆らうもの。アメリカがやることには逆らわ

ない。政府が決めたら、それしかない。世界の大勢も時代の変化も感じ取ることができない、情けない時代おくれの態度と言うほかありません。再考を求めて、討論を終わります。
議長（下西淳史君） お諮りいたします。ただいま反対討論がありました議員提出議案第7号、「自衛隊のイラク派遣に関する意見書」の提出について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議員提出議案第7号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第6号、「性同一性障害者に対する人権保護施策に関する意見書」の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は、原案のとおり決しました。

ただいま可決いたしました意見書は、議長名で関係する諸機関へ送付いたします。

閉 会 （11時01分）

議長（下西淳史君） 以上で今期定例市議会に付議された議案並びに陳情の審議を終了いたしました。

これをもって第4回境港市議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員